

「積立式定期預金規定」の一部改定のお知らせ

株式会社 関西みらい銀行

当社では、2024年10月1日（火）以降、積立式定期預金規定を新规定によりお取り扱いさせていただきます。なお、本改定は、すでにご契約のあるお客さまにも適用されます。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

1. 改定日

・2024年10月1日（火）

2. 対象となる規定

・積立式定期預金規定

3. 改定内容

・次の条項について以下の通り改定いたします。

積立式定期預金規定	
改定前	改定後
<p>4.（預金の作成、継続、支払い） この預金は、あらかじめ指定された課税区分、型区分により次のとおり取扱います。 (1)分離課税または少額貯蓄非課税制度の適用口座 ①一般型の指定を受けた場合 —省略— ②目標型の指定をうけた場合</p> <p>A 積立開始日から通帳記載の目標日（以下「目標日」といいます。）の前日までの期間において次のとおり取扱います。 なお、この預金は通帳記載の預入期限まで預入れができます。 (A) 預入れのつど、次の①から④のいずれかの定期預金とします。 —省略— (2)前記(1)以外の課税区分の適用口座 ①一般型の指定をうけた場合 —省略— ②目標型の指定をうけた場合</p> <p>A 積立開始日から目標日の前日までの期間においては、次のとおり取扱います。なお、この預金は、通帳記載の預入期限まで預入れができます。 (A) 預入れ（後記5の(1)②による中間払利息での預入れを含みます。）のつど次の①から③のいずれかの定期預金とします。</p>	<p>4.（預金の作成、継続、支払い） この預金は、あらかじめ指定された課税区分、型区分により次のとおり取扱います。 (1)分離課税または少額貯蓄非課税制度の適用口座 ①一般型の指定を受けた場合 —省略— ②目標型の指定をうけた場合 ※2024年10月1日より、目標型の新規口座開設及び一般型から目標型への型区分変更の取扱を中止しております。</p> <p>A 積立開始日から通帳記載の目標日（以下「目標日」といいます。）の前日までの期間において次のとおり取扱います。 なお、この預金は通帳記載の預入期限まで預入れができます。 (A) 預入れのつど、次の①から④のいずれかの定期預金とします。 —省略— (2)前記(1)以外の課税区分の適用口座 ①一般型の指定をうけた場合 —省略— ②目標型の指定をうけた場合 ※2024年10月1日より、目標型の新規口座開設及び一般型から目標型への型区分変更の取扱を中止しております。</p> <p>A 積立開始日から目標日の前日までの期間においては、次のとおり取扱います。なお、この預金は、通帳記載の預入期限まで預入れができます。 (A) 預入れ（後記5の(1)②による中間払利息での預入れを含みます。）のつど次の①から③のいずれかの定期預金とします。</p>

<p>8. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2)この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(3)次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 —省略—</p> <p>(4)前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 —省略—</p> <p>⑦前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</p>	<p>8. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2)この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(3)次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 —省略—</p> <p>(4)前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 —省略—</p> <p>⑦前条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</p> <p>⑧当社において、この種類の商品を廃止する場合</p> <p>⑨その他相当の事由がある場合</p>
<p>9. (目標型の目標日における自動入金方式の取扱い)</p> <p>型区分が目標型で受取口座を指定される場合（自動入金方式の場合）、第8条第2項にかかわらず、通帳記載の目標日にこの預金を自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に第8条第2項の方法により支払います。</p>	<p>9. (目標型の目標日における自動入金方式の取扱い)</p> <p>※2024年10月1日より、新規口座開設の取扱を中止しております。</p> <p>型区分が目標型で受取口座を指定される場合（自動入金方式の場合）、第8条第2項にかかわらず、通帳記載の目標日にこの預金を自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に第8条第2項の方法により支払います。</p>

以上

2024年9月2日現在